

燃料電池自動車を購入された方へ

30万円の奨励金

を交付します！

H₂



燃料電池自動車とは…

搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される発電機(モーター)を原動機とし、燃料の種類が圧縮水素である自動車をいいます。

※電気自動車(EV)は奨励金の対象ではありません。

<申請期間>

第1期(令和8年4月1日～令和8年9月30日に事業が完了(※)した燃料電池自動車)
令和8年9月1日(火) から 令和8年9月30日(水) まで【必着】

第2期(令和8年10月1日～令和9年2月26日に事業が完了(※)した燃料電池自動車)
令和9年2月1日(月) から 令和9年2月26日(金) まで【必着】

※「事業が完了した」とは①車両登録完了日、②納車日またはリース開始日、③領収日のうち、最も遅い日付(以下「事業完了日」という。)以後のこととなります。

<対象者>

- (1)市内に住所を有する個人、市内に事業所を有する法人又は個人事業主
- (2)リース事業者であって、(1)に掲げるものに対象自動車を貸与するもの

対象自動車の種別	奨励金額	予定件数
燃料電池自動車	30万円	年間3件

その他、詳しい要件や案内、様式などは、相模原市ホームページからご確認ください。

相模原市環境経済局環境部
ゼロカーボン推進課
☎ 042-769-8240

奨励金に関するご案内・
申請書等はこちらから

